

目黒区版 学習用情報端末(タブレット)によるいじめ防止啓発資料

令和5年4月 目黒区健全育成委員会



←目黒区立学校 学習用情報端末
使用ルール(改訂版)を確認でき
ます。



この「使い方チェックリスト」は「目黒区立学校 学習用情報端末
使用ルール(改訂版)」を参考にしてしています。

まず、自分の学習用情報端末の使い方を、下の「使い方チェッ
クリスト」で振り返ってみましょう！

がくしゅうようじょうほうたんまつ

つか かた

学習用情報端末(タブレット)の「使い方チェックリスト」



①自分の ID、パスコード等は、責任もって管理しています。	
②自分の学習用情報端末(タブレット)は自分だけが使っています。	
③自分やだれかの個人情報(名前、住所、電話番号、メールアドレスなど)は書き込んだりデータとして保存したりしないようにしています。	
④他の人の写真や動画を撮ったり、音声を録音したりするときは、相手や先生の許可をもらってから行っています。撮ったりしたものは大切に扱っています。	
⑤学習用情報端末を使って、人を傷付けたり、人が見たときに嫌な気持ちになったりするような表現は行わないようにしています。	
⑥他の人の意見や作品、本やインターネットなどの情報は、それを作った人のものです。自分の考えに生かす場合は、許可をとったり、出典を明らかにしたりしています。	
⑦健康(姿勢、使う時間)に気を付けて使っています。	
⑧卒業まで同じ学習用情報端末(タブレット)が使えるように大切に使っています。 (卒業するときに返す学習用情報端末(タブレット)は、新しい1年生が使います。)	
⑨困ったことや不安に感じるものがあったら、すぐに大人に知らせています。	
⑩明日も使えるように、その日使い終わったら充電しています。	

いくつ ☒ がつきましたか？

①～⑥に ☒ がついてない場合、もしかすると・・・

- ^{ほか} ^{ひと} 他の人の ID や ^{つか} パスコードなどを使う。



- ほかひとがくしゅうようじょうほうたんまつ
他の人の学習用情報端末（タブレット）のロックを
かいじょさぎょう
解除して作業する。（「なりすまし」をする。）



- 許可なく、他の人の写真等を撮る。
- 許可なく、撮った写真等を加工などしてからかったり、いろいろな人に見せたりする。 ※写真等には「動画」も含まれます。
- 本人が嫌がる写真等を複数名で共有する。
- 他の人の写真等を許可なく作品などで利用する。



- 許可なく、撮った写真等を加工などしてからかったり、いろいろな人に見せたりする。 ※写真等には「動画」も含まれます。
- 本人が嫌がる写真等を複数名で共有する。
- 他の人の写真等を許可なく作品などで利用する。

- 本人が嫌がる写真等を複数名で共有する。

- ほか ひと しゃしんとう きょか さくひん りよう
 他 他 の 人 の 写 真 等 を 許 可 な く 作 品 な ど で 利 用 す る。



つか かた
このような使い方は

「いじめ」につながる
ことがあります。



- ^{がくしゅう}学習に^{かんけい}関係のない^{わだい}話題でチャットする。

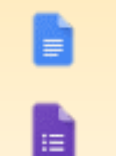
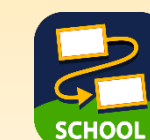
- 文字情報では感情等が正確に伝わらないことを考え
ずに、チャットやコメント機能で発信する。



- ファイルに^{がくしゅう}学習に^{かんけい}関係のない^{ないよう}内容^かを書き込^こむ。

- 共同編集しているファイル（ドキュメント、スライド等）や共有ノート^{がくしゅう}を^{かつどう}学習活動^い以外^がで^{つか}使う。

- 他^{ほか}の人^{ひと}の学^{がく}習^{しゅう}の成^{せい}果^か物^{ぶつ}を許^き可^よなく編^{へん}集^{しゅう}したり、消^けした
りする。



先生方・おうちの方へ



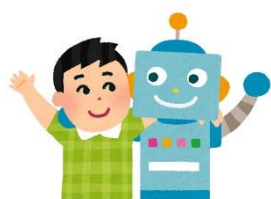
目黒区では、令和3年度より目黒区版 GIGA スクール構想に基づき、児童・生徒に一人一台学習用情報端末(タブレット)を貸与し、各学校において、主体的・対話的で深い学びの視点から授業改善を行うことで、「個別最適な学びの実現」「協働的な学びの実現」を図り、基礎的・基本的な知識・技能や言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力の確実な育成を目指しています。

社会の情報化が急速に進展する中で、「情報モラル」を児童・生徒自らが発揮し、的確に判断する必要性が高まっています。



さらに、児童・生徒を、これからの情報化社会の担い手に育てていくという観点から、

「デジタル・シティズンシップ教育」の視点での指導を取り入れる必要があります。



「情報モラル」

- 他者への影響を考え、人権、知的財産権など自他の権利を尊重する。
- 情報社会での行動に責任をもつ。
- 犯罪被害を含む危険の回避など情報を正しく安全に利用する。
- コンピュータなどの情報機器の使用による健康との関わりを理解する。

「デジタル・シティズンシップ教育」

- 学校内外の「文具的活用」を前提として、児童・生徒が活用の選択権をもつ。
- OICT に関する諸問題を理解し、日々の生活や学習にどう役立てるかを考える。
- OICT の特性を理解し、安全に、責任をもって、互いに尊重する使い方を身に付ける。

学習用情報端末の利活用には発達段階等によって差があることから、一度設定した約束等も、取り組む中で不都合が生じたり、必要がなくなったりすることがあります。

その場合には、児童・生徒と一緒に修正したり改善したりすることが大切です。

参考：「小学校学習指導要領 総則編」平成29年 文部科学省

「教育の情報化に関する手引―追補版―」文部科学省 令和2年6月

豊福晋平「安全安心な利活用とデジタル・シティズンシップ教育」

(文部科学省 GIGA スクール構想に基づく1人1台端末の円滑な利活用に関する調査協力者会議配布資料 令和3年8月30日)